

転入

該当する手続きをご自身でご確認ください。

	該当する方	手続	該当	必要書類等	受付窓口
印鑑・カード	印鑑登録を希望する方	印鑑登録		①本人確認のできるもの ②登録したい印鑑	①市民課
	マイナンバーカードを持っている方	継続利用手続（転入後14日以内） 券面の記載事項変更（住所変更） 電子証明書の発行（必要な方）		マイナンバーカード	
	住民基本台帳カードを持っている方	継続利用手続（転入後14日以内） 券面の記載事項変更（住所変更）		住民基本台帳カード ※電子証明書は失効しています。必要な方は、マイナンバーカードを取得してください。	
	マイナンバーカードを申請中だった方	住所の異動により申請が無効となるため、改めて申請する必要があります。		①申請書（HPからダウンロード又は市民課でも配布可） ②申請書用顔写真（3.5cm×4.5cm）	ご自身で申請書受付センターへ郵送
障がい	障がい者手帳（身体・知的・精神）を持っている方	障がい者手帳に関する住所変更等の手続		障がい者手帳 ※受給している手当、サービス等によって必要なものが異なります。詳しくは窓口でご説明いたします。	⑬福祉相談課
	障害福祉サービスを利用している方				
	自立支援医療受給者証（更生医療）を受給している方	受給者証に関する住所変更等の手続 ※事前に受付担当課にご相談ください。		受給者証	
	自立支援医療受給者証（精神通院）を受給している方				⑫高齢障がい課
	障がい・難病関係の医療費助成を受給している方 [特定医療（指定難病）、マル都（難病・B型C型ウイルス肝炎・大気汚染・被爆者健康手帳又は健康診断受診者証又は手当証書）、心身障害者医療、自立支援医療（育成医療）、小児慢性特定疾病医療]	受給者証又は医療券の住所変更等の手続		制度によって必要なものが異なります。医療証等を持って窓口にお越しください。	
	身体障害者手帳（1・2級）を持っている方				清掃課 （リサイクルセンター）
	精神障害者手帳（1・2級）を持っている方	ごみ袋減免申請 （この中で2つ以上当てはまる場合は、いずれか1つでの支給となります）		①手帳 ②前年度の非課税証明書 ※世帯全員が非課税であること	
愛の手帳（1・2度）を持っている方					
その他	75歳以上の方のみの世帯			①保険証 ②前年度の非課税証明書 ※世帯全員が非課税であること	
	妊婦	妊娠届出書の提出★		本人確認のできるもの	健康推進課 （あいとびあセンター内） ★は①市民課でも可
		妊婦健康診査受診券の差替え （都外から転入の方のみ必要）		旧住所地での受診券	
	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届の提出		旧住所での犬鑑札	①市民課

	該当する方	手続	該当	必要書類等	受付窓口
税	原付バイク（125CC以下）を持っている方	原付バイク（125CC以下）の登録		廃車申告受付書	⑦課税課
保険	国民健康保険に加入している方	国民健康保険に加入		—	②保険年金課
	国民年金を受給している方	国民年金の住所変更		—	
	後期高齢者医療被保険者証を持っている方	後期高齢者医療制度へ加入		都外からの転入は負担区分証明書	
	要介護認定を受けている方	要介護認定申請（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に入居する方は除く）		介護保険受給資格証明書	⑫高齢障がい課
子育て	小学校就学前までの子どもがいる方	乳幼児医療費助成申請		子どもが加入している健康保険証の写し	⑳子ども政策課
	小・中学生の子どもがいる方	義務教育就学児医療費助成申請			
	高校生世代の子どもがいる非課税世帯の方	狛江市高校生世代医療費助成金支給申請書兼請求書		①子どもが加入している健康保険証の写し ②保険点数のわかる医療費の領収書	
	中学生以下の子どもを養育している方	児童手当認定請求		①受給対象者（保護者）の健康保険証の写し ②受給対象者名義の振込先口座の分かるもの	
	20歳未満の心身に一定の障がいのある子どもがいる方	児童育成（障害）手当申請		①請求者及び子どもの戸籍謄本 ②請求者名義の振込先口座が分かるもの ③身体障害者手帳等の写し	
	ひとり親家庭等に該当する方で申請年度末（3月31日）までに18歳に達する子ども（重度障害の子どもの場合20歳未満まで）がいる方	児童育成手当申請		①請求者及び子どもの戸籍謄本 ②請求者名義の振込先口座が分かるもの	
		児童扶養手当申請（前住所地からの継続認定申請含む）			
		ひとり親家庭等医療費助成申請			
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当住所変更届		特別児童扶養手当証書	
	小・中学校（私立含む）に在学の子どもがいる方	転校の手続		①在学証明書 ②教科書給与証明書	
就学先の確認			—		
18歳以下の子どもがいる方	子どもの予防接種と健康診査（3～4か月・6～7か月・9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）		※希望する方は健康推進課へご連絡をお願いします（03-3488-1181）	健康推進課 （あいとぴあセンター内）	

※「必要書類等」は、主に必要となる書類であり、場合によってはここに記載されている書類以外も必要となることがあります。

※マイナンバー（個人番号）が必要な手続は、本人確認書類が必要になります。詳しくは、窓口にお問い合わせください。